

青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業に係る事業者選定支援業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業に係る事業者選定支援業務

(2) 業務内容

別紙「青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業に係る事業者選定支援業務基本仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 事業費

本業務に係る費用は22,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当（本庁舎12階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel 082-504-2961 Fax 082-504-2966

電子メール ikusei@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 公示日 | 令和6年5月9日（木） |
| ・ 質問提出期限 | 令和6年5月16日（木） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和6年5月17日（金） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和6年6月3日（月） |
| ・ 審査結果通知 | 令和6年6月中旬 |

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格者として登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

- ① 応募資格確認申請書（様式1） 1部
- ② 5の応募資格の(3)に該当していないことが確認できる書類

ア 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式6）を提出すること

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

(2) 提出期間

公示日から令和6年5月17日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

3の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式4のとおり

(2) 提案書の提出部数等

ア 正本1部（様式2及び様式4）、副本10部（様式3及び様式4）を提出すること。

イ 提案者名等の記載は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。

ウ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

エ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和6年6月3日（月）午後5時15分まで

イ 提出場所 3の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 公示日から令和6年5月16日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付場所 3の契約担当課
- ウ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メール又は Fax で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答し、3の契約担当課において、令和6年5月23日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

9 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公平、公正及び客観的に行うため、青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業に係る事業者選定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会では協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に書面にてその結果を通知する。（令和6年6月中旬を予定）

(5) 審査結果の公表

受託候補者との契約締結後、広島市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された者を除き、名称及び総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

(6) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。

なお、広島市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、3の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、3の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

- (ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。
- (イ) 広島市税について滞納がないこと。
- (ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の契約担当課に申請すること。

11 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、広島市の了解を得なければならない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合又はその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、応募者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 別紙「青少年野外活動センター・こども村再整備・運営事業に係る事業者選定支援業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式4を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。